

資料 1

大船渡市国土強靱化地域計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 大船渡市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定に当たり、関係機関等の意見を広く反映させることにより、強くしなやかな市民生活の実現を図るための防災・減災等に資する施策（以下「強靱化施策」という。）の総合的かつ計画的な推進に寄与するため、大船渡市国土強靱化地域計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域計画の策定に関する事項
- (2) その他検討会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 強靱化施策に関連する分野の関係者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、市長が招集する。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(資料の提出の要求等)

第7条 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。